

川西市教育大綱(案)に係る 主な意見の趣旨とその検討結果

川西市教育大綱（案）に係る意見提出手続では、44人の方から110件という多くの意見をお寄せいただきました。

そのため、提出いただいた意見のうち、主だった意見の趣旨と検討結果をまとめています。

番号	意見の分類	意見の趣旨	市の検討結果
1	全体	教育大綱における子どもの位置づけ こども基本法の理念を参酌する必要があるのではないか。	こども基本法は子どもを対象としたものですが、本大綱は市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を示したもので、子どもにだけ着目したものではないことから、こども基本法のみを記載することは教育大綱の趣旨と異なります。 つきましては、本大綱の趣旨は就学前の子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が本市において学びに親しむことができる環境を整えようとするものです。 一方で、こども基本法にある意見表明等は、本大綱における主体性や社会参画といった重要なキーワードと符合するものであることから、基本姿勢や基本方針の中で記載しています。
2	1. 川西市教育大綱の基本的な考え方 (1) 教育大綱策定の根拠・役割	教育委員会の独立性 教育委員会の独立性は維持できるのか。	平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、民意を代表する市長と教育委員会との連携をより強化する必要があるとの趣旨から、総合教育会議の設置や教育大綱の策定が義務化されました。 総合教育会議では当該法律の規定やその趣旨に基づき、市長と教育委員会がそれぞれの役割を尊重しながら、さまざまな協議を重ねていることから、教育の政治的中立性、継続性、安定性は担保されています。 このように、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有することで、より充実した教育施策を展開することができると考えています。
3	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	学びの保障 子どもたちが等しく学べる環境づくりを進めてほしい。	本大綱では、保護者の経済的事情や家庭状況、障がいの有無に関係なくすべての子どもたちに適切な学びの環境を提供することを掲げ、さまざまな取組みを進めることとしています。
4	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する	公教育の責任 教育大綱の中で、公教育の責任を明記してほしい。	
5	2. 川西市の教育に関する基本姿勢 (3) 社会に参画する人材を育てる	社会参画 教育は社会参画するための人材を育成するために行うものではない。	教育の役割は、個人が幸せになる力を身につけることと、他者を幸せにするため社会に参画する力を育成することの両輪と考えています。ただし、行政にとって都合の良い人材を育成するという趣旨ではないことから、本大綱で掲げる「社会に参画する人材を育てる」とは、学校教育や生涯学習を通じて、さまざまなかたちで社会に参画できる力を身につけ、多様な価値観がある社会において、その力を発揮できる人材を育てることをめざしています。
6	3. 基本方針 (1) 子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	保育施設の偏在 就学前教育保育の拠点施設が偏在していることをどう考えているのか。	拠点施設の整備については、子ども・若者未来会議から就学前教育保育の拠点施設のあり方について提言をいただき、教育保育の質の向上に向けて拠点となる施設について、市の方針を検討することとしています。

番号	意見の分類	意見の趣旨	市の検討結果
7	3. 基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	公立園所の整備 公立園所の整備についてどう考えているのか。	本市では、子ども・子育て計画に基づき、待機児童の対策について、民間の誘致を主軸に進めてきました。 市内の就学前教育保育施設の約8割は私立施設であり、私立と市立が互いに連携・協調しながら本市の教育保育を担っており、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業などの施設類型にかかわらず、質の高い教育保育が提供できるよう、取組みを進める必要があると考えています。
8	3. 基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	園所の運営 認定こども園化しても、きめ細やかな対応をしてほしい。	認定こども園では、子どもの在園時間の長短や、入園時期、登園日数などについてニーズの違いがあることを踏まえ、一人ひとりの状況に応じて、教育・保育内容やその展開について工夫しています。子どもの一日の生活が安定するように、家庭での過ごし方や園での様子について情報交換するなど家庭との連携を図り、一人ひとりにとってふさわしい生活が展開できるよう努めます。
9	3. 基本方針 (1)子育て・就学前教育保育 イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供	保育士の処遇改善 保育士の労働環境や処遇を改善してほしい。	保育士等の更なる処遇改善や働き方改革の推進などについては、全国市長会を通じて国に要望がなされているところです。引き続き動向を注視しながら、市としても要望実現に向けて取り組んでいきます。
10	3. 基本方針 (2)学校教育 ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実	学び直し 学校教育の分野に「学び直し」の記載があるが、どのように考えているのか。	社会人が新たなスキルを身につけるいわゆるリスキリングのみを「学び直し」とするのではなく、児童生徒が授業内容を正しく理解できているかの確認や振り返りも含めて、「学び直し」としています。
11	3. 基本方針 (2)学校教育 イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にしながら協働的な学びや育ちの実現	校内サポートルーム 不登校の子どもの支援を進めてほしい。	不登校の子どもの支援を含め、校内サポートルームやセオリアなど、すべての子どもたちに学校以外の場所で学ぶなどの多様な学び方を選択肢として提供し、子どもがつながりを持てる居場所の充実を図ります。
12	3. 基本方針 (2)学校教育 ウ ともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進	インクルーシブ インクルーシブ教育はどう進めていくのか。	インクルーシブ教育保育においては、すべての子どもたちが可能な限り同じ場で、ともに学ぶことが重要です。引き続き取組みを積極的に推進するとともに、多様で柔軟な仕組みを整備します。
13	3. 基本方針 (2)学校教育 オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成	教職員の働き方 教職員の勤務の適性化及び人員不足を解消してほしい。	勤務時間の適正化を図るために、あらゆる方法で業務の見直しを進める必要があります。一人ひとりの業務の負担軽減のためには人員の確保が重要とご指摘は重く受け止めています。 教職員の働き方の見直し、人員不足の解消は重要な課題と認識しており、ご意見を踏まえながら継続した取組みを検討します。
14	3. 基本方針 (2)学校教育 カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現	部活動 部活動の社会移行について、家庭環境などによる差が生まれないようにしてほしい。	部活動の社会移行については、先般、各地域において説明を行ったところです。制度の詳細については、これから保護者や関係者と協議の上、決めていくこととなりますが、保護者の経済的事情や家庭状況により、活動に影響がでないように運営をしていきたいと考えています。 また、地域人材だけでなく、希望する学校の教職員も部活動に関わることが出来るように社会移行の制度を検討します。

番号	意見の分類	意見の趣旨	市の検討結果
15	3. 基本方針 (2)学校教育 キ 学級規模、学校規模を 検討し、質の高い教育環境の 整備	学級規模、学校規 模 学校の統廃合についてどう考え ているのか。	市全体における質の高い教育環境を整えるための学級規模、学校規模を検討し、その方針に基づき、各 学校の課題に対応していきます。
16	3. 基本方針 (2)学校教育 キ 学級規模、学校規模を 検討し、質の高い教育環境の 整備	学級規模、学校規 模 学級規模について、現場の状況 などを踏まえ少人数学級のあり方 を検討してもらいたい。	市独自予算で新設学級の担任を配置することについては、人材確保の観点から困難な状況となっております が、引き続き子どもたちの学びを保障する質の高い学級規模の検討を進めます。
17	3. 基本方針 (2)学校教育 ケ 人権教育、多文化共生 教育の推進	人権教育、多文化 共生教育 学校における人権教育をさらに 推進してほしい。	すべての人が幸福な生活を営むためには、互いの人権を尊重し合う社会の形成が必要不可欠です。 各学校ではそれぞれの児童生徒の状況に応じた内容で、人権教育に取り組んでいるところですが、これ までの知見を生かしながら、児童生徒の人権意識の醸成と実践力の向上に向けて一層取組みを推進しま す。